

2024—2026 年度幹事会 2026 年 5 月 22 日

地方部会担当チーフ 居神 浩

副チーフ 角 能

2026 年 5 月 22 日 幹事会確認

## 地方部会規程の解釈・運用に関する覚書

今回新たに作成した規程は学会における地方部会の位置づけを明確にしたものです。規程にあまり細々としたことを盛り込むのは煩雑なので、規程の解釈・運用に関して留意すべき事項を「覚書」として記録し、歴代の幹事会および地方部会担当・世話人の方々に引き継いでいっていただきたいと思えます。

### 1. 地方部会の独自性・主体性

この規程はあくまで地方部会を運営していくための指針を示したもので、これまでの地方部会の独自の・主体的活動を制約するものではありません。よって、組織や運営方法等は基本的に「できる」「可能とする」という表現で例示したものになっています。

### 2. 地方部会の活動に関する最低限の努力目標

とはいえ、年間を通して何の活動も行わないというのもあまり望ましくはありません。第3条に示した「地域における研究交流や地域を通じた学会参加の機会の確保・促進」という考え方に照らして、地方部会を活性化してくという理念は重要であると考え、一方で各地方部会のこれまでの歴史や現状をふまえて、義務規程ではなく、「努力目標」として第4条「また原則として、年1回以上の研究会等を開催するものとする。」としました。ここで「原則として」という文言は諸般の事情により部会活動が行えないことを想定したものです。そのような事情を解消すべく、幹事会が必要な協議や支援を行います。また「研究会等」につきましては、会員の研究報告を中心とする研究会の他に、「合評会」や「若手研究者・大学院生のための情報交換会」「シンポジウム」「講演会」など第3条目的に資するあらゆる活動が含まれます。

### 3. 部会活動に対する経済的支援

第7～第9条は部会活動に対する経済的支援について述べたものです。

特に留意していただきたいのは、第9条（活動報告）のなかの「部会活動費補助規程」についてです。同規程では「地方部会が活動費補助を申請する場合、以下の各号が満た

されていることを会計担当幹事に説明しなければならない。

(1) 各年度の活動状況と参加者の概数を代表幹事に報告する。

(2) 研究会案内を公開するなど、会員が参加しやすくなるよう配慮している。」  
となっています。

(1) については前年度の活動実績がなくても、状況報告があれば申請可能です。

(2) については地方部会間の交流を促進するために、部会内だけでなく学会ML等を通じて広く周知することを幹事会として奨励します。

#### 4. その他

必要があればその都度追記